

## 平成23年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成23年 7月 25日から 平成24年 8月31日まで

特定非営利活動法人 もんじゅ

(単位：円)

| 科 目   | 金 額       |           |
|---|-----------|-----------|
| (経常収支の部)  |           |           |
| I 経常収入の部  |           |           |
| 1 会費収入  |           |           |
| 正会員会費収入   | 480,000   | 480,000   |
| 2 事業収入  |           |           |
| (1)介護職員による介護現場の問題解決を支援する事業収入                        | 63,500    |           |
| (2)中学・高校・大学生、専門学校生等に介護職の魅力を伝える事業収入                  | 0         |           |
| (3)前各号を達成するために必要な福祉・教育・NPO等関係機関や個人とのネットワークを形成する事業収入 | 16,000    |           |
| (4)前各号を達成するために必要な啓発活動、研究・調査・提言に関する事業収入              | 0         |           |
| (5)その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業収入          | 0         | 79,500    |
| 3 補助金等収入  |           |           |
| 厚生労働省社会福祉推進事業補助金                                    | 99,650    | 99,650    |
| 4 寄付金収入   |           |           |
| 寄付金収入   | 1,558,461 | 1,558,461 |
| 5 その他収入   |           |           |
| 利息収入  | 206       | 206       |
| 経常収入合計  |           | 2,217,817 |
| II 経常支出の部   |           |           |
| 1 事業費   |           |           |
| (1)介護職員による介護現場の問題解決を支援する事業費                         | 280,403   |           |
| (2)中学・高校・大学生、専門学校生等に介護職の魅力を伝える事業費                   | 0         |           |
| (3)前各号を達成するために必要な福祉・教育・NPO等関係機関や個人とのネットワークを形成する事業費  | 122,075   |           |
| (4)前各号を達成するために必要な啓発活動、研究・調査・提言に関する事業費               | 66,754    |           |
| (5)その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業費           | 79,616    |           |
| 事業費計  |           | 548,848   |
| 2 管理費   |           |           |
| 通信費   | 3,290     |           |
| 広告宣伝費   | 30,432    |           |
| 会議費   | 24,282    |           |
| 事務用消耗品費   | 38,762    |           |
| 租税公課  | 3,800     |           |
| 支払手数料   | 53,573    |           |
| 雑費  | 895       |           |
| 管理費計  |           | 155,034   |
| 経常支出合計  |           | 703,882   |
| 経常収支差額  |           | 1,513,935 |

|                       |                         |           |           |           |
|-----------------------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| Ⅲ                     | その他資金収入の部<br>その他の資金収入合計 |           |           | 0         |
| Ⅳ                     | その他資金支出の部<br>その他の資金支出合計 |           |           | 0         |
|                       | 当期収支差額                  |           |           | 1,513,935 |
|                       | 前期繰越収支差額                |           |           | 0         |
|                       | 次期繰越収支差額                |           |           | 1,513,935 |
|                       | (正味財産増減の部)              |           |           |           |
| Ⅴ                     | 正味財産増加の部                |           |           |           |
| 1                     | 資産増加額                   |           |           |           |
|                       | 当期収支差額(再掲)              | 1,513,935 | 1,513,935 |           |
|                       | 増加額合計                   |           |           | 1,513,935 |
| Ⅵ                     | 正味財産減少の部                |           |           |           |
|                       | 減少額合計                   |           |           | 0         |
|                       | 当期正味財産増加額(又は減少額)        |           |           | 1,513,935 |
|                       | 前期繰越正味財産額               |           |           | 0         |
|                       | 当期正味財産合計                |           |           | 1,513,935 |
| (注記) . . . . .備考の5を参照 |                         |           |           |           |

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。  
(重要な会計方針とは、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)